

CJRP Discussion Paper Series

# 紛争経験調査における 「質的研究」の意義

ーエスノメソドロジーからのアプローチー

北村隆憲

東海大学法学部

No.7

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

# 紛争経験調査における「質的研究」の意義 ーエスノメソドロジーからのアプローチー

北村隆憲（東海大学）

## 〔要旨〕

本稿で提示する研究は、「紛争経験」についての面接調査の「質的」分析であり、以下の3つの部分から成る。①面接対象者による記述実践の分析、②相互行為としての面接調査の分析③対象者の語りにおける裁判の理由の分析、である。本稿では、紙数の制約から①と②の研究部分は概要だけとして、主として第3の分析部分を取り上げた。

これら3つの研究部分は、共通して、調査面接を、何らかのやり方で外的・社会構造的変数と関係づけるため世界の出来事の客観的情報を獲得する技法としてではなく、実施者と対象者との相互行為における対象者による「記述」実践と把握して、その記述実践をそれ自体として分析するという研究方針を採用する。

本稿で主として取り上げる第3の分析によれば、調査面接の相互行為に機会づけられつつ、対象者は、「紛争経験」との関係において、裁判の理由と懸念を、実施者との連鎖的に展開する一步一步の相互行為の進展を通じて、協働的に、作りあげていた。その構造は、質問紙への回答との対照では、より複雑なニュアンスを含意し組み立てられているものであった。対象者の裁判の理由と懸念の語りは、価値的・規範的な意味を含意させており、そうした記述実践は、「実践としての正義／生ける正義」を構成するものである。そして、「量的」調査との関係において、こうした「質的」分析を、「分析的交互性」という方法論の中に位置づけた。

本稿で示した3つの研究の全体における調査研究は、調査対象に関する「客観的」現実についての情報を集めること自体を目的とするものではない。むしろ、こうした質的分析とその知見は、面接調査のやり方を「矯正」しようとすることなく、紛争経験の「記述」実践が持つ説明可能性と相互行為的な性質についての理解を高めるために利用することができる。こうした意味において、エスノメソドロジーと会話分析に依拠する相互行為分析による「紛争経験」について「質的」調査・研究は、調査面接において記述される「紛争経験」や「司法経験」に事実性／理解可能性を与える記述実践の方法的秩序を、調査者との協働的な達成として解明することにより、紛争の法社会学的探求に寄与することができる。

## I イン트로ダクション

### 1. 本稿の目的と範囲

本稿で提示する研究は、「紛争経験」についての面接調査の分析である。以下の3つの部分から成る。

- ① 「面接対象者による記述実践の分析」：人々の社会生活上のトラブルや紛争に関する出来事や状況の現実がそれとして理解可能となる面接対象者による紛争経験についての「記述」の実践の分析
- ② 「相互行為としての面接調査の分析」：対象者による紛争経験の記述が生み出される場面を作りあげる相互行為を組み立てている面接対象者と実施者の諸活動の分析
- ③ 「対象者の語りにおける裁判の理由の分析」：面接対象者が記述する「裁判の理由と懸念」について、「量的」調査としての質問紙上の関連質問への回答との対照において分析.

紙数の制約により、本稿では①と②についてはその概要のみを示し、主として③の研究部分を提示する。①と②の詳細については別稿に譲る（北村 2021a, 2021b）。

本稿は、「紛争経験」に関する面接調査について、以上の3側面から検討を行うことを通じて、法社会的な紛争経験や司法経験に関する調査での「質的」調査・分析がもつ意義の一端を例証することを目的とする。

以下では、3つの研究部分に共通する分析対象のデータと分析方法論について説明する。

## 2. データとその概要

本稿の研究は、科学研究費「超高齢化社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト（代表：佐藤岩夫）の一部である。この研究プロジェクトの主要な部分は、訴訟利用、訴訟経験、紛争経験と司法政策に関するサーベイ調査の統計的分析による研究であるが、並行して、サーベイ調査の質問紙への回答者の一部に対して面接調査を実施した。本稿で使用するデータは、こうした調査面接における2名の調査メンバーにより実施された面接の録音（約1時間半）から作成された書き起こしデータ（トランスクリプト）のうちの1件からのものである。被験者主権の原則に依拠する手続きに関わる制約とともに、読みやすさを考慮して、本稿では、主として一般的な書き起こしを用いるが、分析と説明の必要上、会話的相互行為の詳細が必要な場合に限って、会話分析(conversation analysis)(Sacks et al. 1974=2010)で使用されるトランスクリプト記号を使用して書き起こした（「付録：トランスクリプト記号」（詳細は、Atkinson and Heritage 1984 参照）。他に、面接調査に先立って実施された質問紙調査により行なわれた「紛争経験調査」と「訴訟利用調査」への対象者の回答を参照し、分析上利用した。

この事案の面接対象者は60代女性で、「紛争経験」は次のようなものであった。ある土曜日にスポーツジムに行くために駅に向かう途中で銀行に立ち寄った。銀行から一步出たところで、銀行の建物に沿って走ってきた60歳代の男性の自転車にぶつかり転倒した。救急車で病院に搬送され、左足の複雑骨折を手術した後も長期間入院した。その後後遺症で勤めていた会社も退職せざるを得なかった。加害者は入院中に病院を訪れたものの、対象者によれば、「自分は悪くない、悪くない」というだけで謝罪もせずに自分の責任を否

定するだけだった。友人に紹介してもらった弁護士を介して、民事訴訟を提起して、治療費などについては勝訴したが、その後加害者は支払いをせずに数年が経過している。対象者は、加害者の誠意のなさとともに、病院で手術の後に医師が病状について十分な説明をしてくれなかったことなどについても不満を述べていた。

### 3. 分析方法

本稿では、主として、エスノメソドロジーと会話分析（以下、「相互行為分析」の言葉も互換的に使用する）（Sacks, Schegloff and Jefferson 1974; 檜村 1989. また、その法分野への応用的研究に関して、北村 2013, 2018, 2019a, 2019b, 2019c）の研究ポリシーと分析技法に依拠しつつ分析を行う。また、同様のアプローチから、インタビュー調査を分析した先行研究を参照する。

本稿では、面接調査を、面接相互行為の外部の「客観的」現実を映しとるための方法論としてではなく、面接実施者との間で進行する相互行為の中における「記述」の実践として理解する。面接調査という相互行為における面接対象者による「記述」を「行為」ないし「実践」と把握して、その記述実践をそれ自体として分析するという研究方針を採用する。このことは、面接調査というものを、対象者の内的世界や外的世界についての情報を実施者に伝達・報告する透明で中立的で受動的なメディアとして理解することをいったん留保して、実施者と対象者による相互行為のなかでトラブルについて語る際に生じる相互行為上の実践的活動としての記述の構成に焦点を当てることを意味する。

相互行為の参加者たちは、先行する及び現在進行中の会話を刻々と相互に「分析」しつつ自己の発話を組立てる。自己の発言は他者の次の発言を機会づけることにより次の発言の文脈となると同時に、自己の発言の次の発言には、自己の発言を聴き手がどのように理解したかについての他者の分析結果が公的に（参加者たちが観察可能であるやりかたで）示されている。相互行為の参加者にとって、このようにして、相互の発話は、後続発話を機会づける文脈となるとともに、先行発話を理解するための新たな文脈ともなる。つまり、会話参加者たちによるこの分析は、彼らのその言語と文化の有能な行為者としての相互行為能力に基づいて、特定の相互行為的状况における、言語的素材を相互に観察可能／理解可能なやり方で利用して、そこから生じる常識的推論を用いて局所的かつ連鎖的に自他の理解を調整していくことに存する。この結果、相互行為参加者たちの間に相互理解

（間主観的理解）が会話の展開と共に一步一步達成されていく。相互行為の参加者たち自身が相互理解のために公的に示され・参照されている様々な言語的・身体的リソースの用い方を、研究者もまた利用することによって、相互行為に内在的な観点から、相互行為における行為や活動の特徴を分析することができる（Heritage 1984）。

先行研究が示しているように、日常会話とは異なり、相互行為に積極的に参加する相手がない場合（例えば、調査対象者が独白的な長い語りを続けている場合など）であっても、相手に分析されることになる発言を話し手が構成する際にそうした「分析」が用いられ、発話者は、自他の発言の相互行為上の効果や帰結に対して繊細で系統的な配慮や推論を示す（Sacks 1984; Wooffitt 1992; Wooffitt and Widdicombe 2006; 鶴田・小宮 2007）。つまり、誰かに聴かれる／読まれることが前提されている語りは、それ自体す

に「相互行為」として組み立てられているものなのである（西阪 1998）。したがって、調査面接における対象者の独白的な発言部分についても、相互行為分析の一般的ポリシーと分析技法とが利用可能であることになる。

「紛争経験」の語りにおける行為や出来事の記述は、特定の相互行為上の構想を実現するために、特定の受け手に対して、特定の行為を達成するように組み立てられており、話し手の語っている状況／文脈に応じた推論の材料を聴き手に提供する。こうした相互行為的資源は、話し手が記述を行なう際に聴き手の推論を一定の方向に導く素材となり、一定のやり方によって記述を組立てることによって、聴き手の実践的推論が導かれ、それを通じて「紛争経験」の事実性が達成される。

以下第Ⅱ章の各節において、冒頭で示した本研究の①，②，③の各部分をそれぞれ提示する。

## Ⅱ 分析

### 1. 面接対象者による「紛争経験」の記述実践の分析<sup>1</sup>

#### 1.1 紛争経験の「記述」

社会の通常のメンバーは、その日常生活の大部分において、お互いに様々な出来事の状態について「記述」によるアカウンティングに従事している。「社会的世界は、・・・日常的な記述という媒介を通じて管理され、維持され、また、それに依拠して行為が行われる。」(Heritage 1984: 137)。

社会の中で人々が遭遇する様々なトラブルや紛争もまたそのような「記述」の一部である。なんらかの出来事や行為が本質的に／必然的に、「不平を述べるに値すること」、つまり「トラブル」や「紛争」としての性格を持っているわけではない。それは、その出来事や行為が「記述」される際の構成とそこから生み出される推論を通じて、そのようなものとして、相互行為の展開の中で「紛争経験」の「記述」としてのリアリティが達成されるのである。

人々が出会う紛争やトラブルに関する面接調査は、面接実施者と面接対象者との言語的相互行為を介して、対象者による紛争／トラブルに関わる現実についての「記述」の実践が行なわれる機会である。これにより、研究者にもこの記述実践にアクセスする機会が与えられる。

自己の遭遇した紛争経験について語る人々は、その状況や出来事について、不公正、不正義、不道德、不快、好ましくなく、人を当惑させ、耐えがたい、ものなどとして描き出す。つまりは、状況や出来事を、「不平を述べるに（不満を持つに）値すること（a legitimate complainable）」(Pomerantz 1986:227)として適切に記述し、出来事の原因や責任が誰に／何にある（ない）か、などについての説明を適切に産出するという相互行為上の課題を引き受ける。つまり、調査面接における対象者の発言を通じてなされるトラブルや紛争についての説明や記述は、特定の聴き手に向けて、利用可能な言語上の素材を複

---

<sup>1</sup> 本章で示す研究部分の詳細については、北村(2021a)を参照。ここでは概要のみを述べる。

合的かつ柔軟に用い、そこから生じる常識的推論の素材を聴き手に提供することを通じて、「紛争経験」を語るという現実に関する相互行為上の企画を実現しようとするものであり、換言すれば、出来事や状態を「不満を持つに値すること」／「対処を要すること」として理解可能にするために適切に行なうべき相互行為上の課題への実践作業とみなすことができる。

そして、「自他の行為を報告し合う相互行為的な環境において、私たちが行う「記述」の実践はそれ自体が、お互いに理解し合うことができる(accountable)(Garfinkel 1967)現象であり、私たちは、それを通じて理解可能なやり方でお互いに、行為の(不)適切性、(不)精確性、(不)適切性、(不)正義、(不)誠実、などを表示し合うから、したがって、こうした自他の行為を評価したり不満であることを示したりする「記述」の実践は、道徳性や規範性を帯び、不可避免的に「道徳的なワーク」(Drew 1998b: 295, Drew 1998a)となる。

また、事実の言語的記述は、事実それ自体と分かちがたく結びついており、出来事や状況の記述を離れて、出来事や状況やそれらの経験の特徴を理解したり同定したりすることはできない。出来事や状況の理解可能性としての「紛争経験」のリアリティは、記述を組立てている言語的实践と分かちがたく結びついている。つまり、「紛争経験」<sup>2</sup>の事実性は、語り手が、紛争経験についての記述において、一定の正常さや精確さや適切さを組み立てることにより実現される。換言すれば、記述は、聴き手に当該文脈における固有の推論を生み出すような言語的／相互行為的な素材を提供するように組立てられ、現実を選択的に描き出すことを通じて、出来事や状況の理解可能性、すなわち事実性／リアリティを生み出すことにより、「紛争経験」とされる社会秩序が達成されるのである。

さらに、こうした「紛争経験」の達成は、面接調査という相互行為文脈と独立して考察することはできない。面接調査における調査実施者と対象者との言語的なやり取りの詳細を通じて、刻々と一步一步、「紛争経験」はそれとして理解可能なリアリティを実現することになる。

以上のような考え方に基づく本研究は、面接での語りに外在するものとしての「トラブル」「紛争」を事実に表象するデータとして面接調査を考える行き方からいったん距離をとり、紛争経験に関する面接調査の相互行為過程において「紛争」「トラブル」の事実性、ないし「紛争経験」が達成される相互行為秩序自体を、参与者自身の内的観点から分析しようとするものである。人々の紛争経験の記述の仕方に注目することは、単に、記述の外部の現実がどのように表現／表象されているかを研究することではなく、「紛争経験」がそれとして理解される、つまり、紛争経験に関する面接調査のデータが有意味な秩序として相互主観的に理解されることが、どのようにして人々の実践的ワークによって達

---

<sup>2</sup> 本稿で「トラブル」ないし「紛争」とは、人々が、状況や出来事を、「不平を述べるに(不満を持つに)値すること」として記述の対象として構成する事態のことを言う。したがって、それらの概念に含まれる事案の種類などを予め定義して議論を開始するというやり方はとらない。このことは、何が「トラブル」「紛争」であるかは、一義的には、その調査面接の相互行為における話し手(と聴き手)による相互行為上の「状況の定義」の詳細に求められるという考え方にに基づく。ただし、本稿は以下の「データ」の説明にあるように、「高齢社会における紛争経験と司法政策」を考察するプロジェクトの一部であることから、対象者の記述が達成する相互行為上の産物を、以下では、便宜上、「紛争」ないし「紛争経験」と呼んでおく。

成されているのか、という問いを探究することを意味する。

本稿は、こうした分析を通じて、面接調査のデータの分析から相互行為の文脈に即した参加者たちの内在的な観点から行われる「質的」分析に固有の知見が、人々の紛争経験についての法社会学的研究に対して有益な知見を提供する可能性について示唆することを目指すものである。

## 1.2 分析の概要

実施者は、「紛争経験」について数年前に実施された質問紙調査の際に得られている面接調査協力への承諾に基づいて、あらかじめ対象者に対して電子メールにより面接調査の趣旨を伝えるとともに、面接の場所や日時を設定していた。

面接当日、挨拶と事務手続きなどが終了したのち、冒頭で実施者1は、次の【抜粋1】のように発言する。

(以下の抜粋では、実施1：面接実施者1，実施2：面接実施者2，対象者：面接対象者，をそれぞれ指す。また、抜粋では、分析上必要がある場合のみ、会話分析で用いられる書き起こし記号を用い、行番号を付す。書き起こしの記号については[付録：トランスクリプト記号]を参照)。

【抜粋1】[00:03:52.02]

実施1：今回のあのー、事件、事故なんですけれども、そのう、裁判に最終的になられたんですけれども、いちばん最初のほうからご記憶のある限りにおいて、どんなようにして始まって、どんな問題が起きたのか。それから、誰が関わっていたのか、といったようなことをお話ししていただけますでしょうか。

対象者は、次の【抜粋2】のように、紛争経験の記述を開始する。

【抜粋2】[00:04:27.18]((4行省略))

1 対象者：そうですか。あの：，2010年の12月のXX日だったと思うんですけど、(.)土曜日。え  
2 ー、午後、そのとき勤めてましたので：，午後、あの：，スポーツー、勤めてましたので、土日  
3 じゃないとスポーツジムに行けないんで。スポーツジムに行くために駅に向かってまし  
4 て、それで「あっ、そうだ」と思って、ちょっと銀行の：，う：ん、あのカードを下ろす  
5 ところがありますよね、そこにちょっと立ち寄って、その出たところが<青梅街道>なんで  
6 すよ。青梅街道のところですぐそこの出たところに信号があるんで：，すぐそっちに向か  
7 っていこうと思って一歩を(.)出したら (1.0) 背中はまだ(.)あの：銀行の中なん  
8 ですけどね、一歩左足から出たら、左手のほうから (0.8) 建物に沿って自転車が走ってき  
9 たんですよ。それが見えなかったんですよ。私のほうはもう、信号のほうを見てまして、  
10 そんで：，もう渡るつもりでいたんで。それで (1.0) ぶつかってきてしまっで：，もうそ  
11 の場で(.)転倒して一回転して、すぐそこのそばにおうだんー あの： (1.2) 歩道橋があ  
12 ったんですけど=歩道橋の下に、転がってしましまして。

対象者はこの抜粋部分で、自転車と衝突した出来事について拡張された発言順番を産出している。こうした「経験の語り」は、「質問—返答」の行為連鎖から成る相互行為と異なり、通例的には、現発話の完了可能点、つまり順番移行適切場所において他の者が話し始めるという選択肢（「自己選択(self-select)」(Sacks et al. 1974=2010)による順番の交代）の選択を留保して、話し手は、聴き手が「継続子(continuer)」や「反応機会場」

(西阪 2008)における短い発話（いわゆる「相槌」）などによる語りの促しを通じて、話し手が複数の（場合によっては、「多くの」）順番構成単位を産出する形式、つまり一種のモノローグにより行われることが多い。また、調査対象者が独白的な長い語りを続けている場合であっても、発話者は、自他の発言の相互行為上の効果や帰結に対して繊細で系統的な配慮や推論を示す。そうした意味において、こうしたモノローグ的な発話もそれ自体「相互行為」としての特徴を持つのである。

こうした観点から、対象者による「紛争経験」の「記述」の相互行為としての諸特徴を以下に要約的に提示する(分析の詳細は北村 2021a)<sup>3</sup>。

- (1) 出来事の対照構造と相互反映的な意味構成：「ちょうどXしているときに、・・・そのときY」

対象者の語りは、「ちょうどXしている時に……，そのときY (when doing X, then Y)」(Wooffitt 1992) という形式 をとり、その時の自分の活動（X）を、その後の自己のトラブルの体験（Y）と随伴的に結びつけるように対照的に描写している。つまり、X部分では日常的で通例的な行為が語られ平凡で普通のこととして確立された話し手の行為との対照において話し手に生じた出来事がYとして記述されている。つまり、話し手自身の行動の記述は、聴き手が、話し手に生じた出来事が異常だと見なすことを可能にすること（平凡で普通であること）の基準となっている。

- (2) 「自己修復」に示される対象者の志向

対象者は、「一歩を出ましたら」を「一歩左足から出たら」に言い直すことで「自己修復」(Jefferson 1974)を実行している。自己修復された後の発言部分には、「左足から」が追加されている。しかし、発言の展開のこの時点では、話し手が「左足から」出たことを、自己修復により追加的に記述する特段の理由は何もなかった。つまり、この自己修復において「左足から」との語句が付け加えられていることは、その後に起きた「左足」の骨折との関係においてしか十分に理解できないものであり、「記述」が左足の骨折というトラブルの中心を目指して先見的に構成されている。

- (3) 挿入句により身体が外に「出た」含意を格下げる

---

<sup>3</sup> この部分の分析の詳細は北村 (2021a)に譲る。本文では、その分析結果を要約的に示すのみとする。

自己修復前の「一歩を出ましたら」と、自己修復後の「一歩左足から出たら」との間に、「背中はまだ（.）あの：銀行の中なんですけどね、」という発言が挿入され、この「挿入」は、すでに発話してしまっている「一歩を出ましたら」という発言における「出た」という含意を、明示的に消去や否定することなしに非明示的なやり方で、自己の先行および後続する発話部分（「一歩出ましたら」「一歩左足から出たら」）の「出た」という含意を格下げないし弱める推論を呼び起こす記述ワークとなっている。

(4) 平凡で通例的な行為による道徳的に適切な「自己」の産出

X部分には、行為者が、出来事が生じるまで、通例的な考え方や行為を行なっていることを推論できる素材がちりばめられている。それは、＜誰でもが行う活動＞であり、記述されている諸活動と成員カテゴリーとの関係（Sacks 1972=1989）から、特別なカテゴリーやアイデンティティにより特徴づけることができないような「普通」の人であるとの推論（Sacks 1984）が促される。この抜粋の前半部（X）で描き出される様々な通例的な諸活動の記述は、自己の「道徳的に適切な(morally adequate)自己」(Baker 1997)というアイデンティティを管理する実践とみなすことができる。

(5) 動機付けられざる行為と出来事：非難可能性を先制的に阻止する

この「自己」が行う諸活動は、「動機付けられざる(unmotivated)」行為として、つまり、その後の「出来事」との間に特別の関心、関わり、理由、原因、などが無い行為として描き出されている。それにより、自分自身がなにがしかの責任があることを示唆する推論を、この発言の受け手が導くことを阻止することになる。

(6) 意図性と非意図性との対照構造

X部分での自己の行為の「意図」をクローズアップする記述に対して、Y部分では、非意図性に焦点を当てた描き出し方がとられている。「意図的／非意図的」というコントラストの秩序を組み立てることは、自己の「意図」とは無関連なこととして、出来事の経験が描き出されることになる。

(7) 「精確であることをすること(doing being accurate)」による経験の事実性の達成

出来事や行為の時や場所、動きが、たいへん精確に語られている。こうした「精確であることをすること(doing being accurate)」(cf. Sacks 1984)記述は、語られているトラブル経験の事実の精確さを確証する推論を促す。

もう一つの「記述」の断片を見てみよう。次の【抜粋3】は、10分ほど後のやり取りで、自転車とぶつかって転倒した対象者が、病院に搬送され入院した後、自転車に乗っていた加害者がその病院に「見舞い」に来た際の状況が語られている。1行目で、実施者2

が、その際に加害者からの謝罪があったか否かを尋ねている（ここでは、面接実施者の発言には焦点を当てない）。

【抜粋 3】 [00:19:45.15]

- 1 実施 2：謝りはあったんですか。「申し訳なかった」とかそれぐらいの言葉はあったんですか。  
2 対象者：いやいや、彼から・加害者からすると(.)飛び出してきたと言うんですよ、建物から。私  
3 は銀行側なんですけど、キャッシュカードのところ何て言うんでしたっけ？  
4 実施 2：su: じゃあお見舞いに来たわけではない、謝罪に来たわけでもない(.)ってことですかね:。  
5 対象者：あの名[目はお見舞いなんですけど(0.6) 見舞いっていう名目なんですけど、  
6 実施 2： [ようす見 h に h 来 h て h る h ん h で h す h か huhuh::。  
7 対象者：「自分は悪くない悪くない」ってことしか言って[かないんです:]。  
8 実施 2： [ a::: ] なるほど。  
9 対象者：ですからいちおう(.)なんか手土産みたいなものを持ってきたんですけど、い・一切、も  
10 う「そのままお引き取りください」と。(0.5)「いま、そういうもん一切お話ししたくあ  
11 りませんから」って。だって、来て「自分の自転車は正常ですし:、なんも悪くないんで  
12 す僕は」とか言われても(1.4)困っちゃいますよね:。=  
13 実施 2：=かえってなにか: 火にあ haha ぶ h ら h を h そ h そ h ぐ::h  
14 [き h が h し h ま h す[h け h ど::hhhhhhu:::。  
15 対象者：[そうなんです。 [なんでこんなときにそんなことを言われなきゃなんないかと思  
16 いますよね。で傍にいた姉に「なんかおかしくない」つったら「おかしいわよね。お見  
17 舞いに来て自分の自転車[正常って何なのあの人は」っていう調子ですね。  
18 実施 2： [↑huhuh ↑huhh  
19 対象者：それ以後は、もうお断りしたんで。一切。勤めていた関係もあるんで、(1.0) 面会は一  
20 切拒否。まあ身内だけでしたねこの抜粋での、対象者の「記述」の特徴の概要  
21 は、以下である。

この抜粋における「記述」の特徴の概要は、以下のとおりである。

(1) 極端定式化の使用

「極端定式化(extreme case formulations)」(Pomerantz 1986)とは、言及対象の性質や特徴を、言葉通りに受け取ることにはあり得ないような極端なやり方で強調するものであり、不満を述べたり非難したりすることの正当性を防御したり攻撃したりするために用いられるとされる。対象者は、加害者の行為を記述する際に、「自分は悪くない悪くないってことしか言っていないんです」との「極端定式化」を用いて常識規範からの大きな逸脱として加害者の行為を描き出して、それに対する自己の反応行為（面会を一切拒否する）の適切性を浮かび上がらせる。

(2) 他者の引用と直接話法の使用

他者（姉）の発言が「引用」されて、他者も自分と同じ反応をしたとすれば、自己の反応は決して異例なものではないという推論を導く。また、自分や他者の発言の引用が「直接話法」の形式で利用されているが、「直接話法」は選択的に定式化されたものであると考えられるから、それによりさらに発言の事実性を際立たせる。つまり、発言の単なる「要約」では持ちえない、加害者の行為の特質の特徴を明白に示すことになる(Holt 1996; Dupret 2013=2014)。

要するに、極端定式化によって核心を選択的・要約的に表現された加害者の行為の特徴（「自分は悪くない」しか言わない）から、その特徴に対する、「誰でも」が同様に考えるであろうとみなされる帰結としての正当な反応（「おかしい」、「見舞いを拒絶する」）に至る行為の軌跡を、自然で適切なものとして理解可能にする文脈を先見的ないし相互反映的に組み立てることにより、「経験」の適切性と客観性を強める働きをしている。

(3) 共感の促す記述の組立て

対象者の記述は、行為や出来事の特徴の連鎖として展開され、固有の時間的継起の中でまずX部を構成する行為や出来事が、次にY部を構成する行為や出来事がそれぞれ有意味に結びつきながら「クライマックス」としての自転車との衝突に向かって、次第に語りの「粒度(granularity)」を高めながら、経験の事実性と客観性を高めるように描き出され、聴き手からの共感的応答を促す。それにより、聴き手に当該発言にアクセスすることを可能にさせ、聴き手からの応答を促す実践となる。(Holt 1996, 2000; Heritage 2011:160)

要するに、対象者のトラブル経験の「記述」は、単に出来事の時間順に出来事や行為が記述されるのではなかった。記述は、相互反映的なやり方で、自他の行為や発言の組立ての特徴とそこから導かれるアイデンティティと行為の通常性との依拠して、語られるべき出来事との関係においてその価値を高めるようなやり方で、聴き手に生じる推論に繊細に配慮しつつ、経験の事実性を高めるとともに、自他の行為の（不）適切性を描き出す道徳的ワークにより、共感的反応を促すように組み立てられていた。

本節の分析は、面接対象者が意図的あるいは戦略的に記述を誇張させているということを示唆するものではない。分析対象となったのは、誰でもが日常的に利用する常識的知識と推論の非明示的で系統的なやり方によって、「紛争経験」や「トラブル」の事実性や道徳性が理解可能なものとして達成される様相についてである。

## 2. 面接調査を相互行為として分析する<sup>4</sup>

### 2.1 「紛争経験の記述」と相互行為としての調査面接

前節で述べたように、出来事や状況の理解可能性としての「紛争経験」のリアリティは、記述を組立てている言語的实践と分かちがたく結びついていた。また、記述は、聴き手に当該文脈における固有の推論を生み出すような言語的／相互行為的な素材を提供するように組立てられ、現実を選択的に描き出すことを通じて、出来事や状況の理解可能性、すなわち事実性／リアリティを生み出すことにより、「紛争経験」とされる社会秩序が達成されることの一様相を例証した。

こうした「紛争経験」の達成は、面接調査という相互行為文脈と独立して考察することはできない。面接調査における調査実施者と対象者との言語的なやり取りの詳細を通じて、刻々と一步一步、「紛争経験」の「記述」はそれとして理解可能なリアリティを実現することになる。

したがって、面接調査において「紛争経験」がどのようにその事実性を達成するかを解明するためには、対象者による記述実践が生じる相互行為環境、つまり面接実施者と面接対象者とのやり取りの展開の詳細を十分に検討しなければならないことになる。例えば、面接調査における実施者による多様な活動（「質問」、「確認の求め」、「（発言の）受け取り」、「継続の促し」、「同意／非同意」、「聞き返し（修復）」、「沈黙」、「定式化」、等を含む）が、対象者による記述実践に対して有する意味や帰結を分析することが求められる。

本節の以下では、前節と同様の調査面接データを用いて、特に面接実施者の応答に着目して分析を行う。

### 2.2 分析の概要

#### 2.2.1 「語りの開始」における行為連鎖、知識勾配、相互行為役割

次の抜粋は、面接調査の冒頭部分である上記【抜粋1】の再掲である。  
面接当日、挨拶と事務手続きなどが終了したのち、冒頭で実施者1は、次の【抜粋1】のように発言する。

【抜粋4】[00:03:52.02]（【抜粋1】の再掲）

実施者1：今回のあのー、事件、事故なんですけれども、そのう、裁判に最終的になられたんですけれども、いちばん最初のほうからご記憶のある限りにおいて、どんなようにして始まって、どんな問題が起きたのか、それから、誰が関わっていたのか、といったようなことをお話していただけますでしょうか。

「紛争経験」についての調査面接が開始されるためには、少なくとも3つの側面から相互行為上が適切に組み立てられなければならないだろう。それは、行為連鎖、知識配分、相互行為上の役割、の3つの側面である。

第1に、行為連鎖の側面では、実施者1の発言は、質問形式で、語りのトピック（「事件」／「事

<sup>4</sup> 本節の研究部分の詳細は、北村(2021b)を参照。本節では、その概要のみを示す。

故」／「問題」)とそのトピックを語るやり方(「一番最初の方から...お話ししていただけますでしょうか」)を限定しつつ、対象者に経験の語りを求める。これは隣接ペアの第1成分(「語りの求め」)となっているから、実施者1の発言の直後には、対象者による「経験の語り」の開始、つまり隣接ペアの第2成分(second pair part=SPP)を、「条件的適切(conditionally relevant)」(Schegloff 1968)なものとして機会づけることになる。

また、第2に、知識配分に関して、対象者が経験した「事件／事故／問題」の経験についての語りを求めることは、語りを求める者が持たないと想定される知識や情報を、その知識や情報をもつと想定される聴き手に対して求める行為でなければならないだろう。

更に、第3に、相互行為上の役割の側面から言えば、「(紛争)経験」というその人のみが直接にアクセス可能でありかつ最もよく知っていると想定される認識上(epistemic) (Heritage 2012)の権能ある者(「(紛争)経験者」)として対象者がカテゴリー化されるとともに、拡張された発言順番において(出来事を初めから)語る(「語り手ー聴き手」関係における)自己経験の「語り手」としての相互行為上のアイデンティティを求めるものであり、さらに語りを促した面接実施者は、経験の語りの「聴き手」として相互行為上位置づけられなければならないだろう。「語り手」となるおいて発言することが適切とならなければならない。

実施者1の発言に対して、対象者は、次の【抜粋5】のように発言することで、この「経験の語りの求め」を「拒絶」する。

【抜粋5】[00:04:12.03]

対象者：ええっと、そちらの資料をご覧になっていると思うんですけど。

この発言は、「拒絶」を明示的に示すような語句(例えば「いやです」など)を含まないが、語りの拒絶と理解されうる。その理由には、上記の、知識配分(知識勾配)、行為連鎖、相互行為上の役割関係、という3つの相互行為上の様相が関わる。

適切な第二成分としての「経験の語り」が産出されることを促す実施者による「語りの求め」(隣接ペア第1成分)の行為は、対象者の「紛争経験」についての知識の存在(K+)と実施者の知識の欠如(K-)を想定するものであった。それに対する対象者の応答は、自己の経験についての情報と等価な情報をすでに持つと想定された面接実施者に対して、その情報を与えることには理由がない、という主張となっているのである。

結局、これに続く実施者の発言により、実施者がその情報を持っていないことが示されたために、会話者間の知識配分は、対象者による「語り」を適切なものとする相互行為環境を創り出した(この点の詳細は、北村 2021a を参照)。

つまり、調査面接に参加する実施者と対象者は、「調査面接を開始する」ことを達成するために、こうした相互行為上の諸問題(行為連鎖、知識勾配、相互行為上の役割関係)を管理するという課題を協働的に取り組むことを通じて、対象者が「紛争経験」を記述する調査面接の開始をはじめて達成することができることが例証される。

## 2.2.2 「中立的」応答と「理解の実演」：謎の産出と相互理解

その後、歩道橋の下に倒れた対象者は、通行人が要請した救急車により病院に搬送され、左足の手

術を受けた。次の【抜粋 6】では、対象者は、医師が症状の説明をしてくれないことへの不満を示している。

【抜粋 6】 [00:10:08.28]

対象者：それで、まあ、手術：(0.8) 終わって、(1.6) うん。(.) 主治医が、そういうふうに説明を求めたんですけど説明がよくわからなくて、しーあのう、しーりかい。(0.4) ん、何て言うんですかね、(.) 素人に分かるような説明をしてくれないんですよ。ですから「どういう状態ですか？」と、「いや、骨折です」。それしか言って、「どういう状態の骨折ですか？」と求めたんですけど説明はしてくれない、詳しく。

実施者 1：<sup>○</sup>ほう<sup>○</sup>

(2.0)

実施者 2：しゅー手術は：ちゃんと、しー(.) しーhてhいhるhんhsよ[hねhhh:]

対象者：[ええ。

ですからその時のとー手術の先生はまた別だったみたいなん[で。

実施者 2：[ああ、なるほ d:]

対象者は、手術後、自分の脚の状態がどのようなものであるかについて医師が症状について詳しく説明をしてくれない、と否定的な評価を含意する不満を述べている。

実施者 1 と 2 のきわめて対照的な応答仕方に着目してみよう。一方で、実施者 1 は、「<sup>○</sup>ほ<sup>○</sup>」という最小限の受け取り表示して、話し手の発言を評価などすることなく、「受け取る」という行為のみを行っている。そうした行為は、先行発話の継続（ここでは、経験の記述の継続）を促す「継続子 (continuer)」として働くものである。それはまた、先行発話によるこの「調査面接」相互行為の進行性を促進させる点において、先行発話に「同調 (alignment)」つまり、語りが進行中であり語り手は語りが終了するまで発言権を持っていることを認めることであるといえる (Stivers 2008)。これは、専門家の「中立性」や「客観性」を表示する技法ともなりうるものである (cf. Atkinson 1992)。つまり、実施者 1 のこうした行為は、面接実施者／研究者として「中立的であることをする」と同時に、対象者の語りをさらに促す振る舞いと見なされる。

それに対して、実施者 2 の応答は、対象者が手術を受けたことの確認を与えることは前提されたうえで、対象者の発言が依拠していたと同一の常識的推論（＜医師が手術を行なわれていたのならば、症状を詳しく知っているはずであり症状を説明してくれるはずだ／べきだ＞）を使用して、対象者と同一の常識的知識と推論を用いて同一の帰結（医師の行為が常識的規範から逸脱していること）にたどり着いていることが、「理解の実演」(Sacks 1992 II: 141) の方法を使ことによって、対象者の不満の感情的なスタンスに「共感的同調 (affiliation)」を達成する実践となっているといえる。

要するに、上の【抜粋 5】と【抜粋 6】における実施者 2 の反応は、対象者の先行発言に対して、理解候補を提示することにより、対象者が利用したと同一の実践的推論に依拠して加害者の行為の「異例性」を対象者と同様に理解したことを「実演」というやり方により、対象者の発言に「共感的同調 (affiliation)」を行っているのである。換言すれば、実施者 1 は、対象者のこの発言を、「紛争経験」についての「情報を伝える行為」として理解したのに対して、2 は、「不満を述べる行為」として理解しているということでもある。

紛争経験についての調査面接の相互行為には一つのジレンマが存在する。自己の経験の語り手である面接対象者は、聴き手である実施者から共感を与えられることに指向する。したがって、一方で、実施者は、対象者の経験の性質と意味に賛同するとともにそのスタンスに同調することに指向する同時に、他方では、データとしての紛争経験自体の語りの展開、つまり調査面接としての進行を阻害しないように、共感を示さない指向を持つ（また、それが実施者の行為規範としての中立性に従うもの

と想定されるという理由でもある)。2名の実施者の異なる応答の仕方は、このジレンマが2名の実施者の応答に体现されたものと考えられる。

2名の実施者による相異なるこうした2つの反応の仕方が、この面接調査において(また、類似の面接調査において)どのような(異なる)働きや意義を持つものであるかについては、別個に経験的に検討すべき重要なトピックである。

以上のように、本節では、「紛争経験」に関する調査面接を相互行為として真剣にとらえ、面接実施者(研究者)の側の活動に着目することで、対象者の紛争経験の語りに対して、面接実施者たちが、多様なやり方で「面接」の実践をそれとして組み立てているあり様の一端を記述した。

### 3. 「裁判の理由」の分析と「質的研究」の意義

#### 3.1 マルチメソッド調査における「質的」研究

本研究プロジェクト全体のマルチメソッド的方法論における「質的」調査の意味について、その代表者により、次のように説明されている。

「・・・サーベイ調査のみでは明らかにしえない、紛争および諸制度に対する人びとの態度や、相談機関や専門家、司法制度の役割について具体的かつ詳細な情報を獲得する目的で、面接調査を実施する。量的調査と質的調査の統合を目指した」(佐藤岩夫 序章 現代の紛争過程と司法政策-本シリーズの課題(仮):3)

近年いわゆる「量的」調査と「質的」調査とを様々に組み合わせることによる調査方法論を組み合わせることによるより良い社会調査の方法についての議論が展開されている。しかし、「量的」と「質的」調査とをどのように関係づけることができるのかについては必ずしもそれ自体として十分に検討されているわけではない。

こうした観点からは、本プロジェクトは、そうした研究への絶好の機会となるといえる。なぜなら、「質的」調査としての面接調査の実施に先立って、調査対象者(以下、「対象者」とする)に対して、質問紙によるサーベイ調査が実施されており、質問紙への回答とその後実施された面接調査での対象者の回答(語り、記述)との関係において、「質的」調査の意義を検討することができるからである。

以下本節では、まず、(1)「実践としての正義/生ける正義」という概念について説明したうえで、(2)面接調査が実施される前に、面接対象者が本研究プロジェクトの質問紙の質問に対して行っていた回答を確認し、(3)対象者の紛争経験の中で示されている「裁判の理由・懸念」がどのように面接調査の中で対象者により記述の構造を確認する。そして、(4)「量的」調査(質問紙)における回答と「質的」調査(面接)との関係について検討する。そして最後に、(5)本稿全体との関係で、これまでの検討が紛争経験の法社会学研究にどのように寄与しうるかについて示唆する。

#### 3.2 「実践としての正義/生ける正義」

人々は、紛争やトラブルをめぐって、その状況や出来事を、不公正、不道德、不快、好ましくなく、人を当惑させ、耐えがたい、困った、おかしい、等々なこととして描き出す。つまりは、状況や出来事を、「不平を述べるに(不満を持つに)値すること」、あるいは「対処を必要とすること」

(Pomerantz 1986:227)として記述し、出来事の原因や責任が誰に／何にある（ない）かについての説明を産出する。彼（女）らによるこうした記述を通じて、＜出来事や行為がどのようなべきか＞あるいは＜自己が受けるに値するもの＞についての実践的・規範的理解を生み出す。本節で対象者が記述する、「裁判の理由」に関わるいくつかの関心事には、＜出来事や行為がどのようなべきか＞あるいは＜自己が受けるに値するもの＞に関する、こうした規範的・評価的理解が含意されているのである。

実際の相互行為の中で参加者たちの観点から彼ら自身が彼ら自身のやり方で提示するこうした社会的世界についての規範的理解を、哲学、法学、社会科学等における理論的・抽象的な概念／観念としての「正義」の概念・観念と対照させて、以下では、「実践としての正義／生ける正義(justice in action)」と呼んでおく。

### 3.3 対象者による質問紙調査への回答

対象者は、本面接調査の実施の数年前に、サーベイ調査のための質問票（本プロジェクト「司法についての意識調査」2018年1－2月実施）に対して回答をしていた。本節で、面接調査からの知見との対照において焦点を当てるのは、以下の問14と15の小問に対する対象者の回答である。問14は、裁判への期待ないし裁判の理由（以下、「裁判の理由」とする）に関する問いであり、問15は、裁判についての懸念（以下、「裁判の懸念」とする）に関するものである。

【表1】「司法についての意識調査」質問票の一部

問14 裁判を起こすことを決めたとき、裁判に何を期待しましたか。以下の事項について当てはまる程度でお答えください。それぞれにつき、最も当てはまるものを1つ選んでください。

- (1) 社会正義を実現すること
- (2) 自分の権利を守ること
- (3) 紛争を早く解決すること
- (4) 相手と話し合いの場を持つこと
- (5) 相手との関係を修復すること（仲直り）
- (6) 白黒をはっきりさせること
- (7) 自分の利益を守ること
- (8) 相手を懲らしめること
- (9) 相手に非を認めさせること
- (10) 裁判官に話を聞いてもらうこと
- (11) 事実関係をはっきりさせること

問15 裁判を起こした際に、以下の事項はどの程度気になりましたか。当てはまる程度でお答えください。それぞれにつき、最も当てはまるものを1つ選んでください。

- (1) 裁判にかかるお金
- ...

質問紙上では、各小問について、リッカートスケールが線分で示された上で、問14では、「1：期待した、2：ある程度期待した、3：どちらともいえない、4：あまり期待しなかった、5：期待しなかった」、問15については、「1：気になった、2：ある程度気になった、3：どちらともいえない、4：あまり気にならなかった、5：気にならなかった」のなかから1つにチェックをする（該当する番号に○などをする）方法で、対象者が回答する形式であった。

対象者は、問14では、8項目について「1：期待した」に、3項目に「2：ある程度期待した」と回答をしていた。また、問15(1)には、「1：気になった」と回答していた。

以下では、質問指標へのこうした回答に関わる面接調査での対象者の語りの内容を検討する。

### 3.4 「裁判の理由」の分析

対象者は、病院での手術の後、足を固定されて動けぬままに入院していた。加害者は病院に1度訪れたものの、対象者によれば、「僕は悪くない、僕は悪くない」と言って自分の責任を否定するだけだった。そこで友人に紹介された弁護士に電話で相談して、事件を裁判で争うことにした。次の【抜粋7】の冒頭で、実施者2は、弁護士に依頼する際に、慰謝料、治療費、手術代、などについて「具体的に考え」ていたか否かを対象者に尋ねている。

#### 【抜粋7】 [00:23:58.07]

- 1 実施2：その、話を弁護士さんにされるときは、こう、(1.4) ま、慰謝料とか↑何かこう具体的に考えら  
2 れていました?＝まあ、治療費とか手術代とか。  
3 対象者：↑いや。というのは、ですから先ほどお話ししましたように、向こうが「僕は悪くない、僕は悪  
4 くない」って言うてるけど、私にとって、まあ、裁判やなんか、え、100対0ということは、あ  
5 んまりあり得ないでしょうけど、限りなく0にも近いはずだから、そのへんのところを私のほう  
6 がフィフティ・フィフティじゃ合わないから、(1.2) そういうの、を、ちゃんと、u: ya- そのはっ  
7 きりさせてほしいと。  
8 実施2：○なるほど。  
9 対象者：で、なんか誠意が見られないから、そのへんのところを踏まえて( )やってほしいというのを  
10 願いましたんです。

この実施者2による極性質問（「はい／いいえ」の返答を求める質問形式）の組立は、「はい」を優先的応答とするものである。そして、「はい」と答えることは＜金銭賠償は考えていなかった＞ことを示す。この質問に対して対象者は、まず、やや強く高い音調で「↑いや。」と発話する。これは、極性質問により与えられた選択肢（はい／いいえ）の一方、つまり否定（「いいえ」とか「いえ」）ではなく、先行発言自体について疑義を含意するように聞こえる。このような理解を支持する相互行為上の証拠の一つは、直後に続く対象者の発言である。対象者は、直後に「というのは」という、その後に自己の応答の「理由」が産出されることを予期させる前置きを産出しつつその後続く発話部分（「ですから・・・」）で、自分の責任が「限りなく0に近い」ということを「はっきりさせてほしい」と述べている。したがって、この発言部分は、実施者2の極性質問への肯定的返答とも否定的返答とも理解できないものである。つまり、対象者の応答は、実施者2の極性質問により求められる応答を「超える」応答の形式、つまり「質問形式非順応型応答(type non-conforming responses)」(Raymond 2003)であり、実施者2の極性質問の前提としての択一的返答を拒絶（否定も肯定もしない）するのである。直観的な言い方に言い直せば、極性質問が前提する「はい／いいえ」のどちらから返答することによっては自己の行為を十全に示すことができないことを示されているということである。この非順応型応答の産出の理由は、これに続く対象者の発言を観察することで理解できる。

そして、対象者の非順応型応答の内容は、「先ほどお話しした」こととして、加害者の行為の逸脱性／異質性（「僕は悪くない、僕は悪くない」、とか「僕は悪くないです、そんなスピードも出してないし、自転車も正常です。」って、「全然訳がわからないことばかり言うてる」こと）についての記述である。実施者2の質問が尋ねていた、治療費などの＜金銭賠償＞の問題は、この抜粋の記述には現れていない。これが現れるのは、次の【抜粋8】である。これは【抜粋7】の直後に続くやりとりである。

【抜粋 8】 [00:24:47.10] (【抜粋 7】の続き)

1 実施者 2 : じゃあ要するに、医療費がどうの慰謝料がどうのということは具体的には( )念頭にはなくて、  
2 理非を明確にしたいというか、  
3 対象者 : ↑いや。それと、結局、もう当然(1.8) 治療費も全部払ってもらえると思って( )いましたか  
4 ら、結局私が、(0.8) なんです、( ) フィフティ・フィフティだったらやむを得ないんですけど、  
5 私は限りなくゼロに近いと思っていますから。=結局建物をこう出たところ( ) 自転車で<  
6 ぶつけられた>と思っているんですけど。向こうは、建物、走ってたら、(0.4) 飛び出してきた  
7 ( )と。でも( ) あとでお医者さんに聞いたら、「飛び出してきた程度のスピードではないです  
8 よ」って言われたんです。結局、「そろそろ走って行ってぶつかったら、そんなに飛ん・飛ん  
9 でひっくり返ることはないし、傷の具合から言って、そんな( )ゆっくり走っていたわけじゃ  
10 ない」って。「ある程度のスピードがないと、これぐらいの事故にはならない」って言われた  
11 んです。(0.8)それなのに、「僕は悪くないです、そんなスピードも出してないし、自転車も  
12 正常です。」って、全然訳がわからないことばかり言ってるんで、その点をですから弁護士  
13 さんにはっきりさせてほしいと。

実施者 2 は、直前の対象者の発言を「要約」することを予期させる前置き（「じゃあ要するに」）をしたうえで、対象者の先行発言を定式化（1-2 行目「医療費がどうの、慰謝料がどうのということは具体的には念頭にはなくて、理非を明確にしたい」）して、その定式化を理解候補として提示して対象者に確認を求める。この確認の求めの形式は、金銭賠償（「医療費がどうの慰謝料がどうの」）に関しては、【抜粋 7】の極性質問の内容的な優先性を逆転させる（つまり、先ほどと逆に、「はい」という返答は<金銭賠償を考えていなかった>ことになる）とともに、「理非を明確にしたい」という裁判の別の可能な理由を付加して確認を求めるものである。

対象者は、ここでも先の抜粋と同様に、「いや」発言する。この「いや」も、先ほどと同じ理由で、質問の前提を拒絶しているものと聴くことができる。ただし、対象者は、その直後に「それと」と、実施者 2 が提示した定式化（<医療費や慰謝料は念頭になく理非を明確にしたいだけだった>）を埋め込んだ極性質問の前提への明示的な拒絶に代えて、その定式化を“もう一つの”理由として扱うやり方（「それと」）へと自己修復を行う。要するに、直観的に分かりやすく言い直せば、対象者の返答は、医療費や慰謝料などの金銭の考慮の有無についての確認の求めのもつ「はい／いいえ」への選択的応答という制約に対して、いったんは拒絶した直後に拒絶を撤回していることになる。

この対象者の両義的ないし曖昧な応答の理由は、対象者自身の後続発言の中に見て取れる。つまり、対象者は、「治療費も全部払ってもらえる」ことを「もう当然」と思っており、それを前提にして自分の責任は「限りなくゼロに近い」と考えていたと記述している。つまり、実施者 2 による、医療費や慰謝料について「具体的には念頭にはなくて、理非を明確にしたいということか」という極性質問（つまり、「はい／いいえ」のどちらかの返答のみを許す質問形式）に対して、「はい」か「いいえ」で返答するというその質問形式が与える枠組みを受け入れて「質問形式順応型返答(type conforming responses)」(Raymond 2003) で返答することは、【抜粋 8】で示された対象者の発言の趣旨を提示することにはならない、という主張となっているのである。換言すれば、この対象者の返答は、<裁判にしたのは「理非を明確にしたいだけ」であるわけではなく、医療費などは当然に全部払ってもらったつもりだった>というものであり、その点で、<医療費は具体的に念頭になかったか否かという限定的な極性質問に「はい／いいえ」で答えると、その“真意”を伝えることにならない>、というもののなのである。

要するに、裁判の理由についての対象者の「記述」は、相互の行為のやり取りの連鎖を通じて、面接実施者の発言の構成や位置によって異なるやり方で機会づけられ、また、相互行為の文脈における位置において、異なるやり方で産出されていた、といえる。その一つの特徴は、面接実施者による質問の前提を拒絶するようなやり方で対象者の“真意”が示されていたことである。換言すれば、実施者の質問

の（質問が前提する「はい／いいえ」質問に答えることは対象者の伝えたいことを伝えることにならない、という意味において）“不適切”な質問を通じて当事者にとって“適切な”「記述」が達成されていた。

### 3.5 「裁判の理由」に関わる問題の秩序

【抜粋 8】の冒頭における実施者 2 による質問の特徴の一つは、一方で、医療費は慰謝料などの金銭的成本賠償の問題（「医療費がどうの慰謝料がどうの」（1 行目））と、他方で、「理非」の問題（「理非を明確にしたい」（2 行目））との区別を導入していることである。

この質問に機会づけられた対象者の返答は、上で示したように、矛盾的な側面を含むものであったものの、「治療費など」の＜金銭賠償＞関心と「私は限りなくゼロに近いはず」という＜責任割合＞関心という、基本的には、実施者 2 の先行発言で示唆されていた区分に依拠したものとなっている。そして、さらにこの 2 つの関心は、【抜粋 7】の示されたように、「誠意が見られない」から、「それを踏まえて」行うべきものとされている（これを、＜誠意＞関心、とする）

10 分ほど後の次の会話部分（【抜粋 9】）では、この＜誠意＞問題との関係において、裁判をする他の理由と聴くことができる記述がなされる。

#### 【抜粋 9】 [00:35:32.20]

- 1 対象者：ええっと、ですから、私のほうで結局、話をするにはもう、その印象がよくなかったんで、「私、も  
2 うお会いしたくないから、先生のほうに全部お任せします」と。それで、先ほども何度か申し上げ  
3 ましたように、「私は悪くない。自転車も正常だし」とか全然訳のわからないことを言って、結局、  
4 自分が正常だ、まともだという言い方で、私のほうが飛び出してきたというニュアンスのことしか  
5 言わないんで、もうこれは話にならないから、私が出ていってもしょうがないと思ったんで、もう  
6 先生に全部お任せすると。  
7 実施 1：で、そうすると、裁判にしようというのは、先生のほうからお話が来たわけですね。  
8 対象者：ええ。ですから、もう「お願いします」と。で、なんしろ、何度も先生にお話ししたんですけど、  
9 こういう、まあ、あの時も自転車でけっこう皆さん動いている方、いま子連れやなんかで自転車で  
10 動いている方多いんですけど、こういう人間が被害にあったときに、そんな誠意のないことでやら  
11 れたら困るんで、そういう「私みたいな人間を出さない、少なくしてほしいから、先生、闘ってく  
12 ださい」ってお願いしたんです。

その理由とは、＜こうした自転車被害にあったり、その結果誠意のない対応をされたりすることが他の方たちに生じないように＞するため（以下、＜同種事件再発防止＞関心）というものである。

### 3.6 裁判の懸念：裁判にかかる費用

先に示しておいたように、対象者は調査票の質問 15 の(1)「裁判にかかるお金」について「1：気になった」と回答していた。次の【抜粋 10】では、実施者 1 は、対象者のこの回答に言及しつつ<sup>5</sup>、その詳細について質問を行っている。

<sup>5</sup> 2 名の実施者は、本面接調査の実施をする際に、対象者の調査票への回答を事前に閲覧することができた。

【抜粋 10】 [00:41:52.05]

1 実施者 1: あのを、費用についてはご心配少しされたというような、アンケート調査にチェックされていたかと思  
2 うんですが、どんなふうにお考え、想像されていましたですか。  
3 ((2 行省略))  
4 対象者: あのを、「費用がかかりますけど、どうしますか」って言われたんですけど、何しろ、うーん、私のほ  
5 うに非があると言われるのがいちばん困るわけで、私はそんな、そうは思っていないわけですから、で  
6 すから、比率は何しろ限りなくゼロに近いほうの結果を出してもらいたいの、「先生、やってくださ  
7 い」と。それと、「私みたいなこういう人間をつくってほしくない」って。そういうためにも、「もう公  
8 にして、そういう加害者を罰せられるようやってほしい」ということを何度もお願いしました。そうじ  
9 やないと、加害者はまた新たなそういう私みたいな人をつくっちゃうわけですよ。結局、自転車に乗っ  
10 ているわけですから。車と違って、免許停止とかそういうのはありませんからね、自転車。ですから、  
11 もう、自転車買い換えれば、また乗っているわけですよ。ですから、そういうわたしまいたい人がまた  
12 できちゃう可能性が多分にあったんで、先生に、「そういう人をつくってほしくないから、何しろなる  
13 べく重いほうの刑にやってほしいし、もし、あのを、そういうお金で負担をさせるんだったら、やって  
14 ほしい」と

まず気が付きうることは、この実施者の裁判にかかる費用の懸念（この考慮を、＜裁判にかかる費用＞関心と呼んでおく）についての質問に対する応答の中で、対象者自身がそのような懸念を持っていたことは示されていない、ということである。この懸念は、弁護士の発言の直接引用ないし直接話法の形式（「費用がかかりますけど、どうしますか」）による弁護士の言葉として示されているのみである、ということである。

一般的には、直接話法は引用される発話者の発言を文字通りに引用するものであるのと対照的に、間接話法は当該発話者の発言の「趣旨」を述べるものであると考えられている。しかし、直接話法もまた、相互行為の特定の場面において行っている活動との関係で、黙示的に発話者の発話から選択的に定式化されたものであり、その意味において「直接話法は間接話法なのである。」そして、「直接話法は、過去の発言を引用している話し手が引用された話し手の発言をありのまま提示しているという暗黙裡の主張を行うものであるために、過去の発言を引用する側の声と引用される側の声との間に厳格な境界線を引いて、引用された過去の発言の歴史的真正性と真実性とを維持するように作用する」(Matoesian and Coldren 2001)。つまり、弁護士の言葉の直接引用は、裁判にかかる費用の懸念を弁護士に帰属させる形式で定式化されているということである。

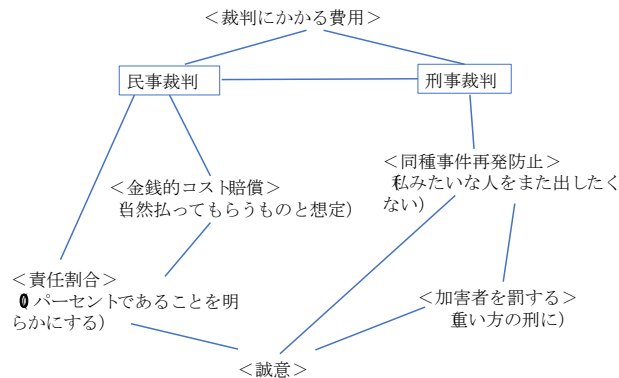
もう一つ気が付きうるのは、この抜粋で対象者は、すでに提示されていた＜金銭的賠償＞、＜同種事件再発防止＞、＜責任割合＞、＜誠意＞、という 4 つの関心事項の他に、＜加害者を罰する＞関心（「加害者を罰せられるようやってほしい」（9 行目）と「重いほうの刑にやってほしい」（14-15 行目））とが示されていることである。

本件で加害者は、刑事責任に関しては不起訴となったと対象者が語っている（この部分は抜粋には無い）。この抜粋での対象者の発言では、加害者の民事責任・民事裁判と刑事責任・刑事裁判の問題とが、発言のなかで重なり合って出現している。ここで、費用が掛かるにもかかわらず、対象者が弁護士の先生に依頼をする「裁判」とは、一方で、「先生、やってください」（7 行目）と自分のその場面で行った発言を直接話法で記述するとき、やるべき「裁判」は、そこで言及されている＜金銭的コスト賠償＞関心からわかるように民事裁判であり、他方で、「やってほしい」（15 行目）と記述する際には、「罰せられるように」（9 行目）、「なるべく重いほうの刑にやってほしい」（14-15 行目）との発言から示唆されるように、刑事裁判に言及しているのである。

以上のいくつかの抜粋の中で記述された複数の「裁判の理由」と「裁判の懸念」として語られる諸観

念の関連性（つまり，記述の中でどのように結びついて言及されているか）を，便宜上，その結びつきを直観的に理解するためにイメージ図として表せば，次のようになるだろう（【図 1】）。

【図 1】「紛争経験」の記述における「裁判の理由」に関する諸関心：「実践としての正義／生ける正義」（関係性のイメージ）



### 3.7 「生ける正義」とその「概括(glosses)」としての調査票への回答

先に示したように，対象者は調査票の「裁判にかかるお金」について「1：気になった」にチェックをしており，事前にこの回答を把握していた実施者 1 が，【抜粋 10】で，調査票のこの回答に言及しつつ対象者にその回答の詳細を求める質問を行っていた。

その意味において，実施者 1 の質問は，調査票への回答を対象者の記述の展開を促す相互行為上の「資源(resource)」として利用している。同時に，対象者の返答発言の中でも，「費用」についての言及は，裁判にする理由を述べることの「前置き」として，つまり返答の資源として利用されている（『費用がかかりますけど，どうしますか』って言われたんですけど，・・・））。

ここで注目すべきは，対象者は応答の中で，調査票への記号化された回答（「1：気になった」）を，自己の記述の適切な「要旨(gist)」ないし「概括(gloss)」(Garfinkel and Sacks 1970)として，換言すれば，記述のリソースとして利用してその有意味性／理解可能性をリアルタイムに達成しているということである。つまり，記号化された回答は，実施者の質問に機会づけられた対象者によるこの記述実践の中に埋め込まれて利用されていくことを通じて，一方では，調査票の記号化された回答の敷衍された詳細としてこの記述を展開していくと同時に，他方で，この記述によってこの記号化された回答がその「要旨／概括」であることが確認される，というように，「相互反映的」(Garfinkel 1967)に，その「生きた意味」が実現されている，ということである。より直感的に言えば，調査票の回答について記述するワークの中で，対象者は，その記述が回答を敷衍するものであることをリアルタイムに示していくとともに，その記号化された回答が記述の「要旨」となっているという“事実”を確認していく，ということである。

質問紙の記号化された回答は，この場面において，対象者によるこの記述活動の中でこのように用いられることを通じて，有意味な秩序を持つに至る。逆に言えば，この文脈から切り離されると，この記号化された回答（「1：心配である」）と，対象者の記述との関係は，未規定なものにとどまる（ただ

し、統計的データ（の一部）としての計量的分析実践において利用されるは、異なる独自の整合的な有意な秩序性をもつ<sup>6)</sup>。

この記号化された回答の意味の未規定性は、この場面では、対象者の記述を通じて、それが回答の敷衍された詳細であるとして扱われることにより、實際上十分(for all practical purposes)に規定的なものとなされている。

「裁判にかかるお金」についての質問紙への回答に関して検討したように、対象者の記述の背景・文脈（＜記述実践＞）の下で調査票への回答（＜概括＞）は、理解可能であるのに対して、調査票への回答（＜概括＞）から＜記述実践＞に示された「生ける正義」を回復することはできない<sup>7)</sup>。換言すれば、調査票にチェックされた回答（ないし、その回答を記号化して統計処理された「データ」と、面接調査のやり取りの中で生み出された対象者の記述実践に示された「裁判の理由」（「生きた正義」）との間の関係は、未規定・未検討のままであり続ける。

以上のことは、調査票上の「裁判にかかるお金」という問いのみではなく、他のすべての問い（「社会正義を実現すること」、「自分の権利を守ること」、「裁判によって白黒をはっきりさせること」、「相手を懲らしめること」、「相手に非を認めさせること」、「事実関係をはっきりさせること」など）について同様に当てはまるだろう。

質問紙に設定されているこれらの問い、および、その問いの中のスケール上のワーディングやカテゴリーは、調査者＝研究者のもつ関心と関連性体系のもとで設定されたものである。そこでは、「社会正義（を実現する）」「自分の権利（を守る）」「白黒（をはっきりさせる）」「自分の利益（を守る）」「相手を懲らしめる」「相手に非を認めさせる」「事実関係をはっきりさせる」といった、法社会的な問題系の中で／常識的推論に暗黙に依拠して<sup>8)</sup>、「社会正義」、「権利」、「利益」、「事実関係」、といった諸概念のネットワークを背景としてカテゴリー化された問いが準備されている。

ここまでの分析で理解されるように、対象者は、紛争経験の記述において、そうした法社会的諸概念群を利用することはなかったし、それらによって自己の思考や行為を特徴づけすることもなかった。また、対象者は、例えば、調査票上では別の項目に別個の質問として提示されている「裁判にお金がかかる」問題とその他の問題（例えば、「社会正義」の問題など）を、それぞれ独立の質問として回答しようには扱ってはいなかった。つまり、対象者の記述実践は、調査票が依拠した秩序とは異なるやり

---

<sup>6)</sup> Garfinkel and Sacks (1970:339)が「構築的分析(constructive analysis)」による指標的表現(indexical expressions)の研究方法について言及している言葉に仮託すれば、「この後、記述実践は、まず、理念化[記号化]された表現へと変容され、次に、その理念化の特性として構造が分析され、そしてその分析の結果が実際の記述実践にその特性として割り振られる。」(原著では、「記述実践」ではなく、「指標的表現」である。)

<sup>7)</sup> むろん、本稿で、対象者の記述のテキストから「生きた正義」としての裁判をするいくつかの理由を、要約的な概念（例えば、「＜誠意＞問題」などとして言及する際）として利用する際に、本稿の著者もまた「定式化」ないし「概括」の実践に関わっていることは明らかである。しかし、Garfinkel and Sacks (1970)によれば、こうした実践は、遍在的に広範に行われているとともに、人間の相互行為にとって不可避（あるいは、不可欠）なものである。本稿では、「生きた正義」の名の下で示した対象者による意味構築実践についての本稿著者による相互行為分析が、対象者の記述に内在する観点から行われており、かつ、対象者の発言の抜粋を提示しておくことで、その分析の適否が読者に判断が可能であるようなやり方で、本稿著者による「概括」と対象者の記述実践との関係が検討されかつ読者によっても検討されうるやり方がとられているという意味において、独自の意義を有すると考える。

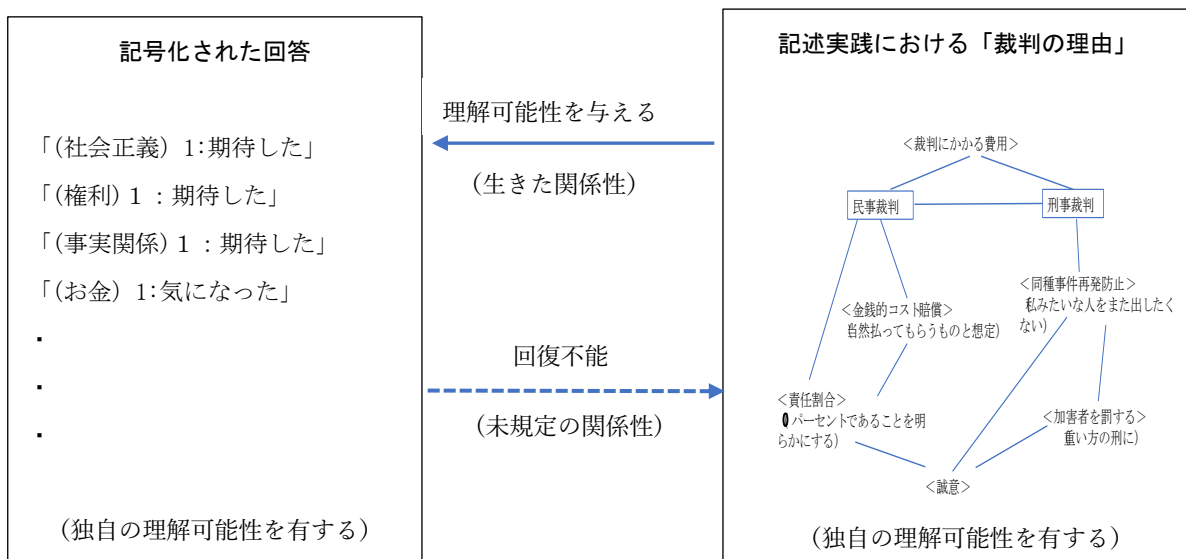
<sup>8)</sup> 質問紙上の問14に想定されているような概念群が選ばれこのよう組み合わせられているかについての検討として、「科学知の社会学(the sociology of scientific knowledge)」(例えば、Lynch and Bogen 「法社会的知の社会学」)を構想することができよう。まら、これらの諸概念は、同時に、常識的な推論を用いて概念間の関係が想定されているだろう。本稿では、こうした研究構想を実現させることはできないが、以下で述べるように、相互行為としての面接調査の生きた実践活動を捉えようとする試みである点で、本稿を同様の研究方向を持つものとして理解する。

方で組織されていたということである。

要するに、対象者の調査票への回答は、他の対象者の回答とともに集計され統計処理を施された形式で、「量的」分析データの一部として研究に寄与することになるわけであるが、「要旨／概括」としての調査票の回答自体（例えば、「1」）は、対象者の内在的で独特の関連性体系の下で描き出された「生きた正義」と対照すれば、研究独自の観点と研究的な関連性体系の下で設定された外在的な概念系である。それは、あらかじめ設定されカテゴライズされた概念と諸概念間の関係性において、相互行為の当事者自身の経験の秩序化とは独立に、紛争経験のリアリティを提供し、実践活動についての一つの理解可能性を作り上げるだろう。

次の【図2】は、両者の関係性のイメージ図で表したものである。

【図2】記号化されたデータ（概括）と記述実践における「裁判の理由」の関係のイメージ



要するに、本節で示したような「質的」分析は、調査面接の相互行為において、「生ける正義」を含む「紛争経験」の記述実践の「方法」秩序(how)がいかにして達成されているかということとともに、「語られたこと」の秩序(what)の記述においても、「紛争経験」の統計学的分析とは異なる、独自の価値を持つ。

このように対象者がその回答を自己の「紛争経験」の「要旨／概括」として扱うことで自己の経験の語りの中に埋め込ませ語りを展開することを通じて記号化された回答との間に生ける関係を達成していたように、本稿で示したような「質的」分析の記述と知見は、「量的」及び「質的」調査のマルチメソッド的研究において、記号化された回答に生ける文脈を与えることによりができるであろう。

### Ⅲ ディスカッション

#### 1. 「量的」研究と「質的」研究：第3の関係性へ

面接調査（インタビュー調査）は、社会学をはじめとする社会科学の諸領域において、社会研究とそのためのデータを生み出すための広く広まった標準的な調査技法である。面接調査の具体的な手続きや

方法や考え方は多様であるものの、法社会学における調査方法としても、きわめて一般的な調査技法と  
いってよい。

従来社会学研究において、「量的」と「質的」<sup>9</sup>研究との関係について多くの議論がなされてきた。また、面接調査における両者の関係性は、従来、一方で、面接調査を社会的・文化的諸変数についての情報源として扱う「実証主義(positivism)」と、他方で、主観的意味と理解を強調する「解釈主義(interpretivism)」の両極の間で記述されてきたといわれる<sup>10</sup>(Hester and Francis 1994)。

Maynard and Schaeffer (2000)によれば、「量的」調査の典型例として電話によるサーベイ調査を研究の文脈において、社会科学におけるこれまでの両者間の関係についての提案は、概して2つの関係性に要約できる。一つは、「条件付き補完性(conditional complementarity)」であり、他は「批判的矯正(critical remediation)」という関係性である。前者は、主として「量的」研究の観点からの関係性の把握であり、「質的」調査を、より本質的な探究形態である「量的」調査を補完する限りにおいて共同関係として扱う立場にあるととらえるものである。それに対して後者は、主として「質的」調査からの観点からなされる関係性の理解であって、「量的」調査に欠如する行為者のもつ生きた物語性や意味を「質的」調査にからの知見により補い、より洗練され精確な「量的」調査に基づく理論の発展を可能にするための矯正ととらえるものである(Maynard and Schaeffer 2000)。

この2つの関係性の観点から検討すると、本研究プロジェクトでは、面接調査について、「サーベイ調査のみでは明らかにしえない紛争および諸制度に対する人びとの態度や、相談機関や専門家、司法制度の役割について具体的かつ詳細な情報を獲得する目的」とするとされており、サーベイ調査に補完的な役割が暗示されているように思われる。また、面接調査がサーベイ調査との関係で補完的なものと想定されているとすれば、それは面接調査を実証主義的な方向でとらえることともいえるだろう。

Maynard and Schaeffer (2000)は、以上の2つの関係性とは異なる第3の関係性を提案する。それは、エスノメソドロジーによる「ワークの研究」に基づく科学研究やその他の専門的領域のワーク研究に範を得るものであり、「分析的交互性(analytic alternation)」の方法論と呼ばれている。つまり、(彼らが研究対象としている)サーベイ面接調査を「形式分析的(formal analytic)」探求の一例ととらえて、調査者がサーベイ調査のプロコルやルールを使いつつも、同時に、そのプロコルを実現するために日常的な技能や知識を暗黙裡に使用して実際のサーベイ調査を達成しているプロセス自体をエスノメソドロジー的現象と把握して分析することを意味する(Maynard et al. 2002)。

この第3の関係性ないし研究方向は、活動の生ける意味秩序の探求を行う点で「批判的矯正」と同一の方向性をもつものの、「批判的矯正」が、「量的」調査における人間の主観的意味の秩序を考慮に入れないという欠如(「量的」調査が「何をやっていないのか」)を明らかにしてそれを矯正しようとするのに対して、「量的」調査(ここでは、サーベイ調査、「量的」な面接調査)を実施する人々がその活動を生けるワークとして行う際の生ける実践(「量的」調査が「何をやっているのか」)へと探求を振り向けて、社会科学知が生み出される生きた相互行為上のワークを記述しようとする点で、独自のものとされる。それは、エスノメソドロジーがすでに探求してきた「(自然)科学知の社会学研究(Sociology of Scientific Knowledge)」(Garfinkel, Lynch and Livingston 1981)と並行した「社会科学知の社会学研究(Sociology of Social Scientific Knowledge)」の方向を示唆するものでもある(Maynard and

<sup>9</sup> 「量的」「質的」と「」をつけるのは、これらの名称のもとに多様な方法論が存在することを示すためである。

<sup>10</sup> エスノメソドロジーが「解釈主義」の極北としての位置を占めるものと理解されることが誤りであることについては、Hester and Francis (1994)を参照。

Schaeffer 2000; Maynard and Schaeffer 2002).

本稿の研究は、直接に「量的」調査（サーベイ）の実践を分析するものではないものの、面接調査を実際の相互行為における生ける実践として分析しようとするものであり、この「分析的交互性(analytic alternation)」の方法論／関係性と方向を同じくするものであるといえる。

#### IV 結語：「紛争経験」の法社会学研究への寄与

本稿は、「量的」調査との関係において、また、「質的」調査の中でもより「実証主義的」な調査面接に関する把握との関係において、エスノメソドロジーと会話分析に触発された「質的」調査と分析アプローチが、「紛争経験」についての本研究プロジェクトのようなマルチメソッド調査においてどのような貢献をなしうるのかについて、その一端を例証しようとした。その目的のために、「量的」調査にとって補完的なものと理解された「質的」面接調査を分析することにより、次の3つの探求領域を例証するものであった。① 調査面接における対象者による「紛争経験」の記述が経験の事実性と理解可能性をどのように組み立てているかという記述実践のやり方として分析した。また、② そうした対象者による紛争経験の記述が、面接実施者との相互行為の中でどのように達成されるやり方の詳細を分析した（ただし、紙数の関係から1、2の分析の詳細については別稿とし、本稿では要約のみを提示した。）そして、③ サーベイのための質問紙法への対象者の事前の回答等の関係において、対象者の紛争経験、とりわけ裁判の理由に関わる諸関心や懸念が、どのように組み立てられているか、についての分析である。これら3つの研究は、共通して、「質的」な調査面接を、面接相互行為を何らかのやり方で外的・社会構造的変数と関係づけるため、世界の出来事の客観的情報を透明なやり方で獲得する技法としてではなく、面接相互行為とそこでの記述実践を研究のトピックとするものであった。

本稿では、主として第3の分析例について取り上げた。調査面接の相互行為に機会づけられつつ、対象者は、「紛争経験」との関係において、裁判の理由と懸念を、実施者との連鎖的に展開する一步一步の相互行為の進展を通じて、協働的に、作りあげていた。その構造は、質問紙への回答との対照では、より複雑なニュアンスを含意し組み立てられているものであった。対象者の裁判の理由と懸念の語りは、価値的・規範的な意味を含意させており、そうした記述実践は、「実践としての正義／生ける正義」を構成するものである。

さらに、対象者は、この面接調査の相互行為の中で、調査票上の記号化された回答を、記述実践に埋め込みながら、相互反映的に回答と記述との間に生きた関係を作り上げていた。質問票への対象者の回答が実践の文脈と切り離されて独立にデータとして利用される際には、対象者の記述実践との間のこのような関係は失われる。記号化された質問票への回答は、「実践としての正義／生ける正義」との関係において、その「概括」であり、統計的分析のためのデータとして有用であるものの、後者からは前者の内実を取り戻すことはできないものとして理解された。そして、「量的」調査との関係において、こうした「質的」分析を、エスノメソドロジーの研究ポリシーに依拠する「分析的交互性」という方法論の中に位置づけられた。

本稿で示してきたような調査研究の方向は、調査対象に関する「客観的」現実についての情報を集めること自体を目的とするものではない。むしろ、こうした質的分析とその知見は、面接調査のやり方を「矯正」するのではなく、紛争経験の「記述」実践が持つ説明可能性(accountability)と相互行為的な性

質についての理解を高めるために利用することができる。また、サーベイによる「量的」調査における対象者の記述実践や実施者との相互行為上の諸活動が、データの信頼性と妥当性に関して、どのような意味を持つものであるかについての理解を深めることにつながるだろう。さらに、サーベイ調査における質問紙の記号化された回答の内在的理解に光を当てるだけではなく、質問紙の回答が統計的に処理された後の分析の意義の解釈の際に参照することができる。

「紛争経験」についてのエスノメソドロジーと会話分析に依拠する相互行為分析は、調査面接において記述される「紛争経験」や「司法経験」に事実性／理解可能性を与える記述実践の方法的秩序を、調査者との協働的な達成として解明することにより、紛争の法社会学的探求に寄与することができるだろう。

〔謝辞〕

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（基盤研究(S)、2016 年度～2020 年度、課題番号：16H06321、研究代表者：佐藤岩夫）、および、同補助金「調停機関運営の社会実装を通じた現代型調停の展開を支援する相互行為論的法社会学」（基盤研究(B)、2020 年度～2024 年度、課題番号：20H01417、研究代表者：北村隆憲）の助成を受けた研究の成果の一部である。

〔付録〕 トランスクリプト記号

| 記号         | 記号の定義                  |
|------------|------------------------|
| だから::      | コロンは音の延び。コロンが多いほど長い。   |
| それ-        | ダッシュは突然の途切れ            |
| ↑ ↓        | 急激な音の上昇・下降             |
| <u>だから</u> | 下線は強い音調                |
| (.)        | 0.2 秒以下のごく小さな間合い       |
| (0.6)      | 間合いの秒数                 |
| h .h       | 呼気音と吸気音（ことばの合間では笑い声）   |
| (( ))      | 分析者の注記                 |
| ?          | 語尾の音の上昇（文法記号ではない）      |
| A: コピー[だよ  | 上下の角括弧は同時発話開始の位置       |
| B: [ 持ってるよ |                        |
| A: ええ=     |                        |
| B: =だから    | 等号は、発話間に隙間がなく急速に連続した発話 |

〔文献〕

Atkinson, J. Maxwell (1992) “Displaying neutrality: formal aspects of informal court proceedings”, 199-211. In Paul Drew and John Heritage eds., *Talk at Work: Interaction in Institutional settings*. Cambridge University Press.

- Atkinson, J. Maxwell and John Heritage eds. (1984) *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Baker, Carolyn (1997) "Membership categorization and interview accounts", in David Silverman ed., *Qualitative Research: Theory, Method and Practice*. Sage.130-143.
- Cicourel, Aaron V. (1973) *Theory and Method in a Study of Argentine Fertility*, Wiley.
- Czyzewski, Marek (1995) "Mm hm' tokens as interactional devices in the psychotherapeutic in-take interview", in Paul Ten Have and George Psathas eds. *Situated Order: Studies in the Social Organization of Talk and Embodied Activities*. University Press of America.73-
- Drew, Paul (2018) "Inferences and indirectness in interaction," *Open Linguistics* 4: 241-259.
- Drew, Paul (1987) "Po-faced receipts of teases", *Linguistics* 25-1: 219-253.
- Drew, Paul (1998a) "Complainable matters: the use of idiomatic expressions in making complaints," *Social Problems*, 35(4): 398-417.
- Drew, Paul (1998b). Complaints about transgressions and misconduct. *Research on Language and Social Interactions*, 31, 295-325.
- Dupret, Bodoïn (2013=2014) "Anthropology, Ethnography and Legal Practice : Law as a practical accomplishment" (黒嶋智美・小宮友根・北村隆憲共訳「人類学、エスノグラフィー、法実践—実践的達成としての法—」東海法学 48. 41-86.)
- Endo, Tomoko (2018) "The Japanese change-of-state tokens *a* and *aa* in responsive unites". *Journal of Pragmatics*, 123:151-166.
- Garfinkel, Harold (1967) *Studies in Ethnomethodology*. Englewood.
- Garfinkel, Harold (Anne Rawls ed.) (2002) *Ethnomethodology's Program: Working out Durkheim's Aphorism*. Rowman & Littlefield.
- Garfinkel, Harold and Sacks Harvey (1970) "On formal structures of practical actions", in John C. McKinney and Edward A. Tiryakian, *Theoretical Sociology: Perspectives and Developments*, Appleton-Century-Crofts.
- Garfinkel, Harold, Michael Lynch, and Eric Livingston. 1981. "The Work of a Discovering Science Construed with Materials from the Optically Discovered Pulsar." *Philosophy of the Social Sciences* 11: 131-58
- Goodwin, Charles (2007) "Interactive Footing". In *Reporting Talk: Reported Speech in Interaction*. Elizabeth Holt, and Rebecca Clift, eds. Pp. 16-46. Cambridge: Cambridge University Press.
- Goodwin, Charles (2018) *Co-Operative Action: Learning in Doing Social, Cognitive and Computational Perspectives*, Cambridge University Press.
- Goodwin, Charles, and Marjorie Goodwin (2004) "Participation." In *A Companion to Linguistic Anthropology*. Alessandro Duranti, ed., 222-243. Basil Blackwell.
- Hayano, Kaoru (2011) "Claiming epistemic primacy: yo-marked assessments in Japanese," in T. Stivers, L. Mondada & J. Steensing (eds.), *The Morality of Knowledge in Conversation*, Cambridge.

- Heritage, John (1984) "A change-of-state token and aspects of its sequential placement. In J. M. Atkinson and J. Heritage (eds.), *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*. Cambridge University Press. 299-345.
- Heritage, John (2011) Epistemics in Action: Action Formation and Territories of Knowledge. *Research on Language and Social Interaction*, 45(1):1-29.
- Heritage, John (2011) "Territories of knowledge, territories of experience: empathic moments in interaction." In *Stivers, Mondada and Steensig*. 159-83.
- Heritage, John and Watson, Rod (1979) "Formulations as conversational objects." In G. Psathas (ed.) *Everyday Language*. Irvington Press. 123-162.
- Hester, Stephen and Francis, David (1994) "Doing data: the local organization of a sociological interview. *British Journal of Sociology*, 45(4): 675-95.
- Holt, Elizabeth (1996) "Reporting on talk: the use of direct reported speech in conversation," *Research on Language and Social Interaction*, 29(3):219-245.
- Holt, Elizabeth (2000) "Reporting and reacting: concurrent responses to reported speech," *Research on Language and Social Interaction*, 33(4): 425-454.
- Jefferson, G. (1974) "Error correction as an interactional resource," *Language in Society*, 3(2), 181-199.
- 檉村志郎(1989)『「もめごと」の法社会学』弘文堂.
- 檉村志郎(2015)「ボランティアは被災避難者にいかに共感できるか」現代社会学理論研究 9 号:121-129.
- 北村隆憲 (2018)「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学 55 号 1-56.
- 北村隆憲 (2019b)「調停のコミュニケーションを分析する一口論の連鎖はいかに終了されるか」東海法学 56 号
- 北村隆憲 (2019c)「法律相談のコミュニケーションを分析する一全体構造組織と相互理解の技法」東海法学 56 号
- 北村隆憲 (2020a)「裁判員評議における発話行為の「類型」と「位置」:「法と言語」研究への相互行為分析からの寄与」法と言語 5 号. 1-23.
- 北村隆憲 (2020b)「「交渉」のコミュニケーションを可視化する: 模擬弁護士交渉の相互行為分析」東海法学 58 号.
- 北村隆憲 (2021a)『紛争経験』の相互行為分析一面接調査においてトラブルの秩序はいかに達成されるか?— (forthcoming)
- 北村隆憲 (2021b)『面接調査』の相互行為分析—調査者と対象者は紛争経験をいかに達成するか?— (forthcoming)
- 北村隆憲(2013)「反対尋問のビデオ・エスノグラフィー—弾劾と防御の方略とコミュニケーション・トラブル」鹿児島大学法学論集 47 巻 2 号 137-168.
- 北村隆憲 (2019a)「評議における裁判官のアイデンティティと実践の諸形式—相互行為上の資源としての『後ろの位置』」法社会学 85 号 1-17.
- Lynch, Michael and David Bogen (1997) "Sociology's Asociological "Core": An Examination of Textbook Sociology in Light of the" *American Sociological Review* 62(3):481-493)

- Matoesian, Gregory and James R. Coldren (2001) "Evaluer la police de proximite. Style indirect, ambuite et paroles rapportees dans un context juridique bureaucratique » in B.Dupret *Droit et Societe* 48 :395-415.
- Maynard et al. (eds) *Standardization and Tacit Knowledge*. John Willey & Sons.
- Maynard, W. Douglas and Schaeffer, Nora Cate (2000) "Toward a sociology of social scientific knowledge: survey research and ethnomethodology's asymmetric alternates." *Social Studies of Science* 30(3):323-70.
- 西阪仰, 1998, 「差別の語法—問題の相互行為的達成」, 『講座 差別の社会学 第1巻 差別の社会理論』弘文堂 61-76.
- 西阪仰, 2008, 「発言順番内において分散する文相互行為の焦点としての反応機会場」, 『社会言語科学』10 (2) : 83-95.
- Pomerantz, Anita (1986) "Extreme case formulations: a way of legitimizing claims." *Human Studies*, 9(2-3):219-229".
- Pomerantz, Anita (1987) "Descriptions in legal settings", In G. Button & J. R. E. Lee eds., *Talk and Social Organization*. Multilingual Matters. 226-
- Raymond, Geoffrey (2003) "Grammar and social organization: Yes/no type interrogatives and the structure of responding", *American Sociological Review*, 68:939-67.
- Ryle, Gilbert (1971) "Knowing How and Knowing That", in Gilbert Ryle, *Collected Papers*, Vol. 2, Hutchinson, 212-225.
- Sacks, Harvey (1972=1989) "An initial investigation of the usability of conversational data for doing sociology, *David Sudnow eds. Studies in Social Interaction*, Th Free Press. 31-73.  
(「会話データの利用法—会話分析事始め」北澤・西阪編訳『日常性の解剖学—知と会話』マルジェ社, 1989)
- Sacks, Harvey (1984) "On doing 'being ordinary'". In Maxwell Atkinson and John Heritage eds., *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*. Cambridge University Press. 413-429.
- Sacks, Harvey, Emanuel A Schegloff and Gail Jefferson (1974=2010) "A simplest systematics for the organization of turn-taking for conversation", *Language*, 50(4). 「会話のための順番交替の組織—最も単純な体系的記述」(西阪仰訳)『会話分析基本論集—順番交替と修復の組織』世界思想社]
- Schegloff, Emanuel A. (1968) "Sequencing in conversational openings." *American Anthropology*, 70:1075-1095.
- Stivers, Tanya (2008) "Stance, alignment and affiliation during storytelling: when nodding is a token of affiliation. *Research on Language and Social Interaction*. 41(1). 31-57.
- Stivers, Tanya, Mondada, L. and Steensing. J (eds.), *The Morality of Knowledge in Conversation*, Cambridge.
- 鶴田幸恵・小宮友根 (2007) 「人びとの人生を記述する—『相互行為としてのインタビュー』について」 *ソシオロジ* 52:21-36.
- Watson, Rod and Weinberg, T. S. (1982) "Interviews and the Interactional Construction of Accounts

of Homosexual Identity”, *Social Analysis*, 11.

Widdicombe, Sue and Wooffitt, Robin (1995) *The Language of Youth Subcultures: Social Identity in Action*. Harvester Wheatsheaf.

Wooffitt Robin & Widdicombe Sue (2006) “Interaction in Interviews”. In Paul Drew, Geoffrey Raymond & Darin Weinberg eds., *Talk and Interaction in Social Research Methods*, Sage.

Wooffitt, Robin. (1992=1998) *Telling Tales of the Unexpected: The Organization of Factual Discourse*. Barnes & Noble Books. (大橋靖史・山田詩津夫『人は不思議な体験をどう語るか—体験記憶のサイエンス』大修館.